

公益財団法人 茨城県国際交流協会 外国人相談センター

電話 029-244-3811

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
英語・日本語・その他				
ベトナム語	韓国語 スペイン語 ベトナム語	中国語 タイ語 ベトナム語	ポルトガル語 タガログ語 インドネシア語	タイ語
中国語 13:30~17:00	インドネシア語 13:30~17:00			

受付時間：月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで（祝日及び年末年始を除く）
（正午から午後1時までは昼休み）

- 外国人相談センター 外国人のための相談センターです。
- 相談内容：在留資格、法律、労働、婚姻、教育、その他生活全般についての相談。
※無料。秘密厳守。通訳、弁護士による相談あり。
- 相談方法：電話、面会
- 所在地
〒310-0851 水戸市千波町後川745 県民文化センター分館2階
○FAX番号：029-241-7611



消費生活相談の

ごあんない



茨城県消費生活センター

消費生活センターの受ける相談

商品やサービスに関して、取引方法・契約・品質・性能・安全性・その他消費生活に関することについて、疑問や不審を感じたり、情報を得たいときは、ぜひご相談下さい。皆さんと一緒に考え、解決のお手伝いをします。



ご相談にあたって

- 必ず当事者本人からご連絡ください。一人で悩まずに、被害が大きくなるようご相談はお早めに。
- ご相談の内容はできるだけ詳しく正確に、具体的にお話ください。
 - いつ、どこで、何を、いくら購入したか。(契約書面等があればご用意下さい。)
 - 問題は何か、どうしたいのか。
 - 契約は現金取引なのか、領収書はあるのか、クレジット契約の書面はあるのか。
 - 製造業者や販売店の所在地、氏名、商品の銘柄、型、製造番号などの表示や製品についていたマーク、ラベルはあるか。
 - 現品のある物は添えて、運べない物は写真等を用意する。
- 解決にあたって消費生活相談員は相談者・契約者の代理人にはなれませんので、契約者ご自身が消費生活相談員のアドバイスを得て、直接事業者と交渉していただくことになります。しかし、事業者が交渉に応じない場合などは、センターが中立的な立場であつせんを行い、解決できるように支援いたします。

※消費生活センターは、事業者の指導・処分等を行う機関ではありません。

電話

相談窓口 TEL 029-225-6445

事務所 TEL 029-224-4722 FAX 029-226-9156

所在地

〒310-0802
水戸市柵町1丁目3番1号
(水戸合同庁舎1階)

相談時間

平日：午前9時から午後5時まで
日曜日：午前9時から午後4時まで
(日曜日は電話相談のみ)
土曜日・祝日・年末年始は休み



相談方法

☆外国語でのご相談には通訳が必要です。

- 日本語の堪能な信頼できる通訳と一緒に消費生活センターへ電話するか来所してください。
 - (公財)茨城県国際交流協会の言語相談日に協会へ行って、協会の相談員の通訳により消費生活センターへ電話してください。
 - (公財)茨城県国際交流協会の言語相談日に協会へ電話して、協会の外国人相談員の通訳により消費生活センターと三者通話(トリオフン)で相談することができます。
- ※(公財)茨城県国際交流協会の言語相談日は平日のみです。

《三者通話(トリオフン)利用相談のイメージ》

〈ステップ1〉

(公財)茨城県国際交流協会(029-244-3811)の相談員に電話し、『消費生活センターと三者通話(トリオフン)を利用して相談したい』ことを伝えてそのまま待つ。

〈ステップ2〉

(公財)茨城県国際交流協会の相談員が消費生活センターに電話し、トリオフンをつなぐ。

〈ステップ3〉

3者の同時通話により相談(協会の外国人相談員が通訳)



3者が同時に
通話できます

